

## 岡崎市農業塾開設事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市は、新規就農者及び定年帰農者等への農作物の栽培技術研修等を支援することにより、農業体験を通じて農業への理解、生きがいづくりに貢献し、併せて、農業の担い手の確保、耕作放棄地の解消及び地産地消の推進を図るため、予算の範囲内において岡崎市農業塾開設事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

### (規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱において「農業塾」とは、あいち三河農業協同組合が実施する新規就農希望者及び定年帰農者等を対象に農作物の栽培技術研修を始めとする各種講座等を開催する事業をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、農業塾を開設するあいち三河農業協同組合の代表者とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、農業塾開設事業に要する経費で、以下に掲げるものとする。

- (1) 種苗、肥料、資材等の購入費
- (2) 農作業用機械・器具類の購入費
- (3) 事業実施に必要な土地の借上げに要する経費
- (4) 講師に対する謝礼金等の費用
- (5) その他市長が認めるもの

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条各号に掲げる補助対象経費の合算額から、参加者からの負担金収入及び事業の実施において生じたと認められる収入を控除した額に3分の1を乗じて得た額以内とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市農業塾開設事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、岡崎市農業塾開設事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定に係る事業の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、岡崎市農業塾開設事業費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添え、当該事業完了後10日以内(10日以内に会計年度の末日が到来する場合に

あつては、当該会計年度の末日まで) に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業に係る事業成果を明らかにする収支精算書
- (2) 補助金の交付決定を受けた事業に係る事業成果を明らかにする事業報告書
- (3) 支出の確認ができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市農業塾開設事業費補助金確定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間)を経過したときは、この限りでない。

- 2 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつたときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(雑則)

第16条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。

附 則 (平成23年4月1日改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

岡崎市農業塾開設事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住所.....

氏名.....印

岡崎市農業塾開設事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定期日
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類

.....  
備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この様式中必要としない記載事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

様式第2号（第8条関係）

（年度）岡崎市指令農第 号

様

平成 年 月 日付けで交付申請のありました岡崎市農業塾開設事業費補助金について、次のとおり交付することを決定しました。

年 月 日

岡崎市長

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は 年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとします。  
補助事業に要する経費 ￥ , -  
補助金の額 ￥ , -
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとします。
- 4 補助金の額は、補助事業に要する経費の確定額が、2の「補助事業に要する経費」を超える場合においても2の「補助金の額」とし、2の「補助事業に要する経費」を下回った場合においては2の「補助金の額」は変更するものとします。
- 5 補助条件は次のとおりとします。

---

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この様式中必要としない記載事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

様式第3号（第11条関係）

岡崎市農業塾開設事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（補助事業者）住所.....

氏名.....印

年 月 日付け 岡崎市指令農第 号で岡崎市農業塾開設事業費補助金の交付決定がありました事業は、次のとおり完了しました。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類

---

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この様式中必要としない記載事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

様式第4号（第12条関係）

（年度）岡崎市指令農第 号

様

年 月 日付けで実績報告のありました岡崎市農業塾開設事業費補助金  
について、次のとおり確定しました。

年 月 日

岡崎市長

1 交付決定金額 ￥ , -

2 確定金額 ￥ , -